

かんざき



発行：令和2年6月5日
神前地区市民センター
TEL 326-2751 FAX 325-2070

団体事務局（13時～17時）
TEL、FAX 327-1501

神前地区「あいさつ運動」 その1 わが家は「あいさつ家族！」

令和2年度、神前地区では、全地区で「あいさつ運動」に取り組んでいます。
「あいさつ」は、なぜ大切なのでしょう。



「あいさつ」は、漢字で「挨拶」と書きます。
「挨」には、「自分の心を積極的に開いて近づく。」
「拶」には、「心を開いた状態で、人の心に迫る。」という意味
があるそうです。つまり、「あいさつ」は「自分の心を開き、
相手の心に迫ることができる。」行為だというのだらうと思
います。しかし、「あいさつ」にも「正しいあいさつ」があり、
それを身につけるともっと楽しくなります。
それが「あいさつ4か条」です。

「明るく、温かいあいさつ」は、周りの人に安心感や信頼感を与えます。そのことが、協調性の
向上や人間関係の構築につながります。

「いつでも、だれにでもあいさつする」と、思いがけないつな
がりを持つことができます。そこから輪が広がります。「先に、
すすんであいさつする」と相手よりも早く行為をすることがで
きます。すると、相手は好意で返したくなります。相手の好意
を引き出すことができるのです。「続けて」の意味は二つありま
す。一つ目は、「あいさつという行為を続ける」ことです。

昨日あいさつした人が、今日してくれないと不安になります。あいさつは続けるから意味があり
ます。二つ目は、「あいさつの後に言葉をつづける」ことです。そこから、その人との絆が生まれ
ます。天気のことでも何でもいいから、言葉を続けましょう。この「あいさつ4か条」を身につ



け、「ただしいあいさつをする」には、トレーニングがい
ります。そのトレーニングの場がご家庭になります。子ど
もさんだけではだめです。お父さんもお母さんも、おじい
ちゃんもおばあちゃんも、お兄さんもお姉さんも、弟も妹
も家族全員が、生活の中で「あいさつ」が当たり前になる
ようにしましょう。神前地区の「あいさつ運動」は、そこ
から始まります。まず、「わが家はあいさつ家族！」と、
家族全員が胸を張って言えるようになってほしいと思
います。

あいさつ4か条

「あ」明るく、温かく
「い」いつでも、だれでも
「さ」先に、すすんで
「つ」続けて、次の言葉を

神前幼稚園

〔ひよこクラブ(木曜日)〕

7月：2日、9日、16日、

10:00～11:30

問合せ：TEL 326-4408



神前保育園

〔あそぼう会(金曜日)〕

7月：3日、10日、17日、

9:30～11:30

問合せ：TEL 326-1177



三重西幼稚園

〔なかよし会(月曜日)〕

7月：6日、13日、

〔3歳児ちゅういっぷ組(水曜日)〕

7月：15日

10:00～11:30

問合せ：TEL 332-8976



自動車文庫 巡回予定

7月 9日(木) 13:40～14:10 神前地区市民センター
7月29日(水) 10:40～11:10 尾平町集落センター
14:40～15:10 美里ヶ丘2号公園

「子育て広場」からのお知らせ

- ★日 時：7月3日(金) 10:00～11:30
- ★場 所：神前保育園
- ★対 象：未就園のお子さんと保護者
- ★内 容：保健師さんの健康相談
- ★問合せ：神前地区主任児童委員 杉野 まり 川村 まり
神前地区市民センター TEL：326-2751



熱中症 予防



熱中症は、暑く湿った環境で過ごした時などに発生します。熱中症を予防し、
暑い夏を元気に過ごしましょう。

1. 上手にエアコンや扇風機を使い、部屋の中を涼しくしましょう。
2. 喉が渇いたと感じる前にこまめに水分補給をしましょう。
3. 日頃から暑さに備えた体づくりやバランスのとれた食事、十分な睡眠といった
体調管理を行いましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害について

新型コロナウイルスの感染が国内でも相次いで確認される中、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などで、

- 感染された方やその家族
- その対策や治療にあたっている医療機関関係者とその家族
- 海外からの帰国者
- わが国に居住する外国人

などに対する、根拠のない書き込み等が広がっているとの報道があります。

また、わたしたちは、見えないウイルスへの不安から、感染症が広がっている地域に住んでいる人など特定の対象を、嫌悪の対象としてしまうことがあります。

新型コロナウイルスを理由とした、いじめ、偏見や差別につながる行為、誹謗中傷等は、決して許されるものではありません。

市民のみなさまにおかれましては、不確かな情報や誤った認識に惑わされ、人権侵害に及ぶことのないよう、国や県・市が発信する正確な情報に基づき、冷静な対応を心がけるとともに、偏見や差別について考え、お互いの人権を尊重した行動をお願いします。

人権・同和政策課 TEL:354-8293

人権センター TEL:354-8609



「こどもをまもるいえ」についてのお願い

四日市市では、各地域でPTAや青少年育成関係団体等の推進団体が「こどもをまもるいえ」の設置を推進しています。これは、子どもの登下校や放課後において「痴漢」、「連れ去り」、「付きまとい」などの行為による被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護し、警察や学校などへ通報していただくことを目的としています。そしてステッカーを家の前に貼っていただくことで、地域の犯罪を未然に防ぐという抑止効果も考えられます。

現在多くのご家庭にご協力いただいておりますが、新たにご協力いただける方、事情によりご協力いただけなくなった方がございましたら、各地域の設置推進団体までご連絡願います。

神前地区の設置推進団体 神前小学校 PTA

四日市市PTA連絡協議会

四日市市・四日市市教育委員会（青少年育成室 TEL:354-8247）



ヘルスリーダー イキイキ教室



新型コロナウイルスの影響で中止しておりました、ヘルスリーダーによるイキイキ教室ですが、6月より再開することにつきまして、お知らせいたしました。内容を変更いたしましたので再度お知らせします。参加するにあたっては、以下のことにご理解いただきますようお願いいたします。

※参加される方は、マスクの着用をお願いします。

※発熱や咳等の風邪症状がみられる方・基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加を控えていただくようお願いいたします。

※感染予防や熱中症予防の観点から、マスク着用下での運動は行わず、内容は新型コロナウイルス感染症における生活上の注意点についての座学とさせていただきます。時間も短縮して実施させていただきますのでご了承ください。

マイナンバーカードについて

◆マイナンバーカードの申請方法について

マイナンバーカードは、通知カードと一緒に送付された「個人番号カード交付申請書」で申請できます。申請書に顔写真を貼付し郵送いただく方法のほか、パソコンやスマートフォンからでも申請できます。マイナンバーカードが作成されるまで、概ね1か月程度かかりますので、ご希望される方は、早い目にご申請ください。

※申請書を紛失した場合は、市役所1階の市民課、中部を除く各地区市民センター、近鉄四日市駅高架下の市民窓口サービスセンターのいずれかで申請書を取得できますので、お問い合わせください。

◆コンビニ交付サービスについて

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを使用して、コンビニなどの店舗内に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）を操作することにより、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が取得できるサービスです。

※サービスを利用するにはマイナンバーカードが必要です。住基カード・通知カードでは利用できません。大変便利なサービスですので、ぜひご利用ください。

◆マイナンバーカードマイキーID設定について

国によるマイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント）が今年度実施される予定です。マイナポイントの利用には、マイナンバーカードによるマイキーID設定が必要となります。

詳しくは、ホームページ <https://id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKCAS010/> をご覧ください

問合せ：市民課 TEL：354-8152 FAX：359-0282

「特別定額給付金」について

◆ 郵送申請について

市からお送りした申請書に必要事項を記入・押印もしくは署名し、申請者の(1)本人確認書類・(2)振込先金融機関口座の確認書類を申請書裏面に貼り付けて、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご返送ください。

- (1) 本人確認書類の例
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳などの写し
※いずれか一点で可
- (2) 振込先金融機関口座の確認書類の例
金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義人がわかる通帳(表紙裏面)やキャッシュカードなどの写し

☆ 申請期限は8月31日(月)〔当日消印有効〕です。期限までに申請されなかった場合は給付金をお受け取りできませんのでご注意ください。

◆ 給付金の振り込みについて

- ・申請書類に不備等があった場合は、個別に郵送などで再度ご案内します。
- ・申請受理後、2～3週間を目途に振り込めるよう処理を進めています。
- ・給付決定通知はお送りいたしません。入金については、ご指定の口座をご確認ください。

◆ 給付金の詐欺にご注意！

市役所や総務省などが次のことを行うことは絶対にありません！

- ※現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ※受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ※メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

※「特別定額給付金」に関する最新情報については、市公式サイト「特別定額給付金について」のページをご参照ください。



【お問合せ】

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
四日市市 新型コロナウイルス感染症対策室
電話：059-327-5990 FAX：059-327-5905



敬老行事の実施にあたって

神前地区連合自治会では、高齢者の皆さんを敬愛し、長寿をお祝いするため、本年も、敬老行事を行うよう予定しています。できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えており、市に依頼して70歳以上の方の名簿(住所、氏名、生年月日、性別を記載)を閲覧させていただき、対象の方には、もれなく案内を送付したいと考えています。

つきましては、名簿の個人情報については、この敬老行事にのみ使用し、秘密保持の厳守を徹底いたしますので、私どもが開催します敬老行事が円滑に実施できますよう、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、名簿にお名前等を載せたくない方は、誠にお手数ですが、6月30日(火)までに高齢福祉課(電話354-8455)へご連絡をいただきますようお願いいたします。その場合、敬老行事のご案内や敬老記念品をお届けできなくなりますのでご了承ください。昨年までにご連絡をいただいた方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

地区市民センター貸館について

○貸館について、当面の間は、以下の感染防止対策を講じてください
(状況に応じ、今後、変更する場合があります)

【感染防止対策】

- ・当日の参加者名及び緊急連絡先の確認を行い、代表者が把握してください
(感染が発生した場合、保健所などの聞き取りに協力してください)
- ・参加者は手洗いや消毒を実施してください
- ・参加者はマスクを着用してください
- ・発熱や咳症状がみられる方は利用を自粛してください
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で感染リスクを心配される方は利用を自粛してください
- ・入場の制限や座席の工夫などにより3つの密(密閉、密集、密接)を回避してください(対人距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保してください)
- ・不特定の方が集まる行事や、参加者が特定できる場合においても感染防止対策を十分に講じることができない場合は、当面の間中止または延期してください
- ・6月1日から6月18日まで 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からの来訪者については、利用をご遠慮または延期してください

※3密の回避について

利用人数について、部屋面積を4㎡で割った数を人数の目安としています

【神前地区市民センターの場合】

- 2階…会議室20名まで、 料理室19名まで
- 1階…和室8名まで